

国営備北丘陵公園特定運営事業 募集要項等の一部修正について

令和8年9月7日
国土交通省 中国地方整備局

令和8年6月1日付で公表しました国営備北丘陵公園特定運営事業の募集要項等について、次のとおり修正しています。

資料1 実施契約書(案)

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	修正・変更前(下線部は修正・変更部分)	修正・変更後(下線部は修正・変更部分)
1	8	第4章	第23条	3		契約不適合責任	中国地方整備局は、契約不適合期間経過後に特定契約不適合が発見又は通知された場合であっても、これらについては一切責任を負わない。ただし、運営権者が一般的な管理の下で発見できなかった契約不適合については、契約不適合期間経過後であっても、中国地方整備局及び運営権者の協議により対応を定めるものとする。	中国地方整備局は、契約不適合期間経過後に特定契約不適合が発見又は通知された場合であっても、これらについては一切責任を負わない。ただし、運営権者が一般的な管理の下で発見できなかった契約不適合については、契約不適合期間経過後であっても、中国地方整備局及び運営権者の協議により対応を定めるものとする。なお、 <u>一般的な管理の下で発見できなかった契約不適合とは、次の各号に掲げるものをいう。</u> (1)地中、水中、構造物の内部その他外観からの目視又は通常の点検によっては確認することができない箇所に存する契約不適合であること。 (2)仕上材、被覆材、防水層その他これらに類するものにより被覆され、又は隠蔽された箇所に存する契約不適合であること。 (3)通常の維持管理の方法によっては作動又は状態を確認することができない機械設備、電気設備又は配管設備の内部に存する契約不適合であること。 (4)前各号に掲げるもののほか、運営権者が通常求められる維持管理を行ったにもかかわらず契約不適合期間内に発見することが困難であったと中国地方整備局が合理的に認める契約不適合であること。
2	78	別紙9	2			火災保険	・運営権者は、以下の要件を満たす保険への加入を手配し、その保険料を負担しなければならない。	・運営権者は、本国有施設のうち、自らが必要と認める施設について火災保険を付保するものとする。 ・この場合において、運営権者は、以下の要件を満たす保険への加入を手配し、その保険料を負担しなければならない。

資料2 基本協定書(案)

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	修正・変更前(下線部は修正・変更部分)	修正・変更後(下線部は修正・変更部分)
1	2	第5条	1	(5)		SPCの設立	SPCは、会社法第326条第2項に基づき、定款の定めによって取締役会、 <u>監査役会</u> 及び会計監査人を設置しなければならない。	SPCは、会社法第326条第2項に基づき、定款の定めによって取締役会、 <u>監査役</u> 及び会計監査人を設置しなければならない。